

ICT活用工事（ICT土工）（簡易型）に関する特記仕様書【発注者指定型】

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事（ICT土工）（簡易型）」（以下、「ICT土工（簡易型）」という）である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

- 1 - 1 ICT土工（簡易型）とは、以下に示す施工プロセスにおいてICTを活用する工事である。なお、起工測量、出来形管理等は従来手法による実施するものとする。

【施工プロセス】

・ICT建設機械による施工

下記1)～4)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）技術
- 2) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 3) 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）技術
- 4) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

- 1 - 2 施工の実施手段及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。

- 1 - 3 施工に必要なICT土工用のデータは受注者が作成するものとする。

- 1 - 4 掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械と通常建設機械の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要したICT建設機械と通常建設機械の稼働実績(延べ使用台数)が確認できる資料を監督員へ提出するものとする。なお、稼働実績が確認できる資料の提出がない等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全施工数量の25%をICT建設機械の施工数量として変更するものとする。

- 1 - 5 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。